

第5節 音 楽

第1 本指導実践事例の活用について

1 作成の基本的な考え方

- (1) 中学校学習指導要領、埼玉県中学校教育課程編成要領、同指導・評価資料、「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料の趣旨を踏まえる。
- (2) 中学校学習指導要領における音楽科の目標は、以下の通りである。

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ・ 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

【知識及び技能】

- ・ 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

【思考力、判断力、表現力等】

- ・ 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

【学びに向かう力、人間性等】

この目標の達成に向け、学習指導要領第2章第2節「音楽科の内容」において各領域や分野の事項アに示された「思考力、判断力、表現力等」、イに示された「知識」、ウに示された「技能」に関する資質・能力を育てていくことが指導のねらいとなる。これらのねらいを実現するためには、ア、イ及びウを適切に関連させて扱うとともに、〔共通事項〕との関連を十分に図った題材を構成することに重点を置いて作成した。

2 指導計画作成の留意事項

編成要領（編P88）で示された「指導計画作成に当たっての留意すべき事項」との関連についても本資料で示していく。

- (1) 「特別な配慮を必要とするなど課題を抱えた生徒への指導」の視点
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点
- (3) 「教科等横断的」な視点
- (4) 「社会に開かれた教育課程」の視点
- (5) 「道德教育の充実」の視点

3 活用に当たっての配慮事項

- 本資料で取り上げた実践事例は、課題に対応するための一例である。本資料を参考にし、各学校の実態に応じて、指導計画を工夫し、その特性を生かした指導を行っていただきたい。
- 各学校においては、各学校の特色、生徒の実態、学校、家庭、地域の特色を生かした年間指導計画を作成の上、題材ごとの具体的な目標や評価規準を設定し、より適切な指導方法と評価方法を工夫改善し、実践することが大切である。また、本資料の事例では、本時の学習活動に即した評価規準例を具体的に示してある。各事例の評価の工夫について、他の題材に応用するなど創意工夫し、学習評価の授業改善に取り組んでいただくことが重要である。
- 学年の目標及び内容に示している指導事項について十分検討した上で、小学校6年間の学びを踏まえた3年間又は9年間を見通して系統化や他の教育活動との関連を図り、指導の効果を高めるようにすることが大切である。